

# 企業型確定拠出年金とは？

## iDeCoよりお得な老後資金の積み立て

企業型確定拠出年金 = 企業型DC

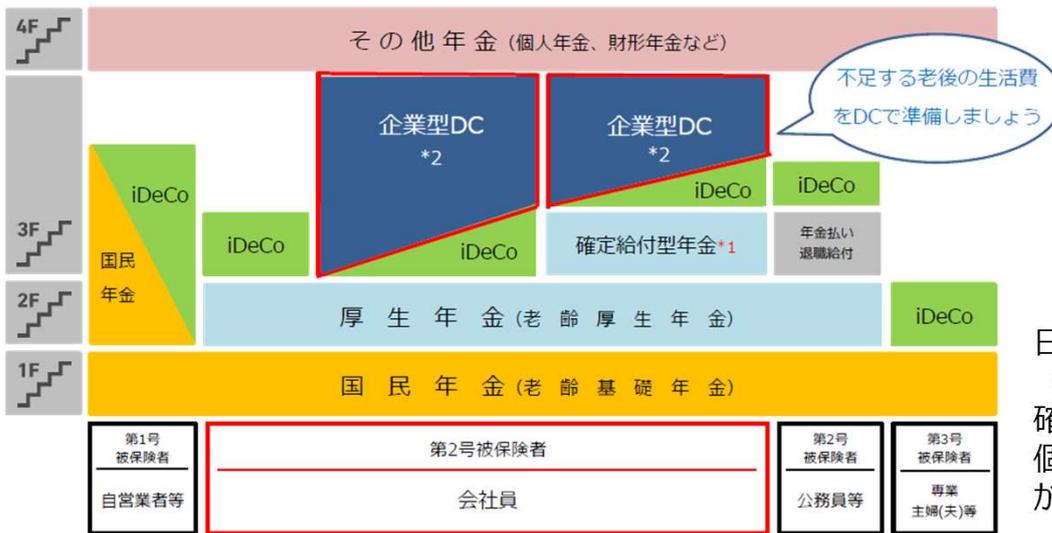
### 1. 企業型DCの特徴

- 1 法律にもとづく会社の年金制度(確定拠出年金制度)です。
- 2 希望する従業員(役員含む)が加入できる任意積立制度(選択制)です。
- 3 掛金は会社が定める上限まで自由に積み立てが可能です。
- 4 加入者が運用商品を自由に選択し、年金資産を運用します。
- 5 受け取り開始可能年齢は60歳~75歳(注)までの期間で加入者が決定します。



(注) 会社の規約により、受給開始年齢が異なります。途中で解約引き出しはできません。

### 2. 制度の概要



日本の年金制度は3階建てです。  
(+個人年金等)  
確定拠出年金は国が作った制度で、  
個人型(iDeCo)と企業型の2種類  
があります。

### 3. 税制優遇があります

#### 拠出[積立]時

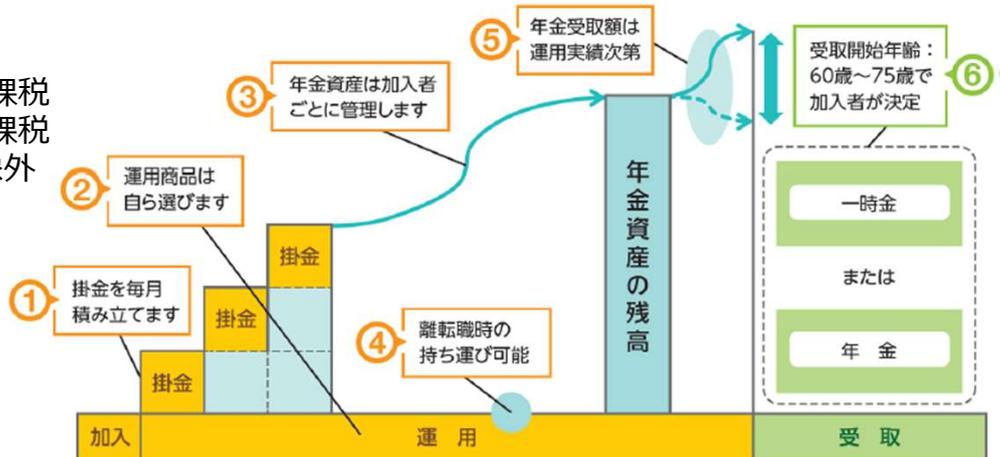
- ・掛金に対して所得税が非課税
- ・掛金に対して住民税が非課税
- ・掛金は社会保険料の対象外

#### 運用期間中

- ・運用益が非課税

#### 受取時

- ・一時金は退職所得控除
- ・年金は公的年金等控除

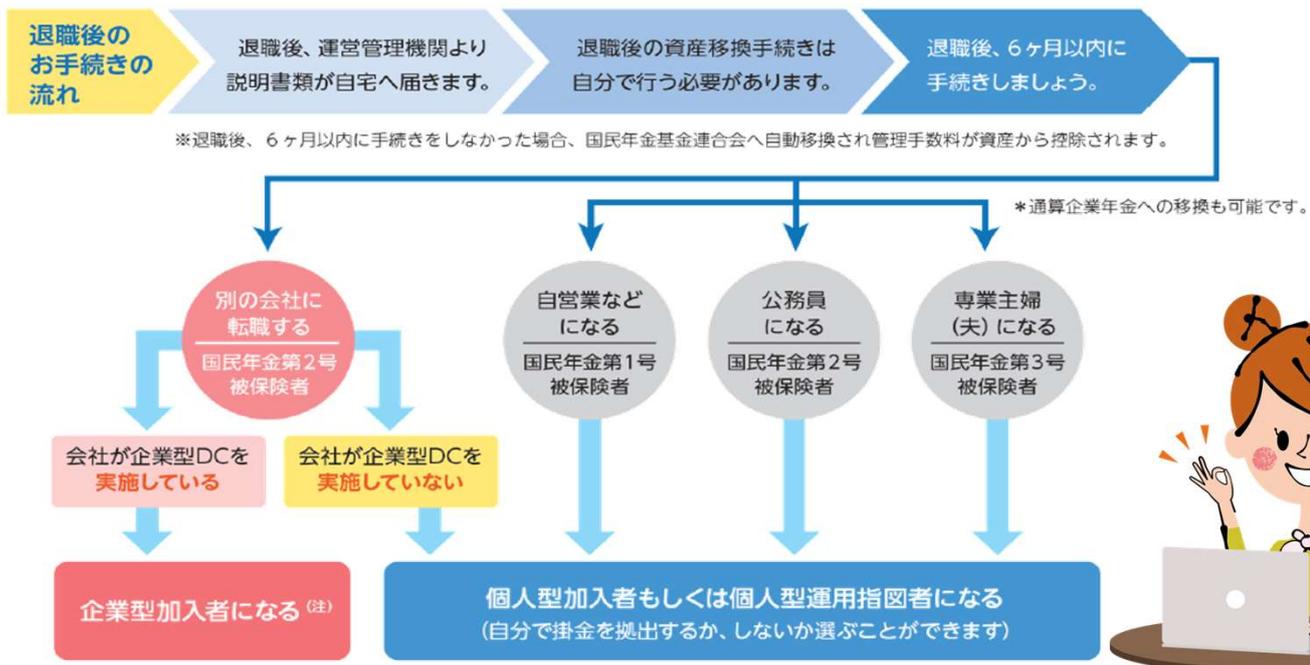


### 4. 有利に老後資金を準備することができます

同じ積立でも、確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に積立ができます。  
iDeCoや個人年金は、一旦給与として受取り、手取りの中から積立をします。

**POINT !**

## 5. 中途退職した場合の選択肢（ポータビリティ）



## 6. よくある質問

Q 積み立てを途中でやめることはできますか？

A 一度積み立てを開始されると、原則途中での停止・解約はできません。ただし会社の規約で休業・休職（会社都合以外）のうち、無給とされている期間について定めがある場合は、その期間は積み立ての中断が可能です。また、会社の規約により、積立期間は60歳から最長70歳までの間で定められています。その期間中は積み立てを継続しなくてはなりません。（退職した場合は、個人型もしくは他の企業型の規約による）

Q 何歳から受け取れますか？

A 老齢給付金は原則60歳から受給できます。（通算加入者等期間が60歳到達時点で10年に満たない場合は、受給開始年齢が最長65歳までスライドします）

通算加入者等期間別の受取開始年齢

通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢
10年以上	60歳	4年～6年未満	63歳
8年～10年未満	61歳	2年～4年未満	64歳
6年～8年未満	62歳	2年未満	65歳

60歳以上で新規加入の場合は、加入から5年経過後に受給できます

Q 積立金額の変更はできますか？

A 会社で定めた掛金の変更月に合わせて変更できます。災害や疾病、住宅の取得など、会社がやむを得ないと判断した場合は、随時変更できます。

Q 退職・転職・会社が倒産した場合、自分の資産はどうなりますか？

A 企業型DCで積み立てた資産は、個人の口座で管理されています。よって、働く環境が変わったときは、自分の資産を持ち運ぶことができます。（5.ポータビリティ参照）

Q 社会保険料が下がることで不利益はありませんか？

A 社会保険料が下がることにより、将来支給される「老齢厚生年金」の額が減少する可能性があります。同様の理由で、傷病手当金、出産手当金、育児休業給付金などの給付額も減額となる可能性があります。

Q 以前から個人型DC（iDeCo）に加入しています。企業型DCに加入するときはどうしたらいいですか？

A 4つのパターンがあります。①iDeCoの資産を企業型に移換して企業型DCのみで積立てる。②iDeCoの資産を移換して企業型とiDeCo両方で積立てる。※③iDeCoの資産は移換しないで企業型DCのみで積立てる。④iDeCoの資産は移換しないで企業型DCとiDeCo両方で積立てる。※  
※企業型DCとiDeCo両方で積立をする場合のiDeCoの掛金の上限は20,000円かつ、企業型DCとの合計が55,000円を超えてはいけません。

お問い合わせ先

